

令和7年12月2日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	国際興業株式会社 (法人番号 : 1010001150008) 代表者 黒滝 寛
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区八重洲2-10-3 (川口営業所) 埼玉県川口市東本郷1-9-43
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年9月17日、法令違反の疑いがあることを端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことでより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和7年12月2日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	国際興業株式会社 (法人番号 : 1010001150008) 代表者 黒滝 寛
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区八重洲2-10-3 (西浦和営業所) 埼玉県さいたま市桜区桜田2-1-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年10月2日、法令違反の疑いがあることを端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことでより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和7年12月2日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	朝日自動車株式会社 (法人番号 : 6010601008303) 代表者 柏倉 則行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都墨田区押上1-1-2 (越谷営業所) 埼玉県越谷市大房沼向1026-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年11月6日、法令違反の疑いがあることを端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和7年12月2日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	国際興業株式会社 (法人番号 : 1010001150008) 代表者 黒滝 寛
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区八重洲2-10-3 (西浦和営業所) 埼玉県さいたま市桜区桜田2-1-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 助 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第12条
(6) 違反行為の概要	令和7年10月29日、法令違反の疑いがあることを端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)早発の禁止違反(旅客自動車運送事業運輸規則第12条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和7年12月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月16日	
(2) 事業者の氏名又は名称	九十九里鉄道株式会社（法人番号：4040001057172） 代表者 石川 晋平	
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	<p>（事業者） 千葉県東金市田間25 (九十九里鉄道東金営業所) 千葉県東金市田間25</p>	
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車	
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	
(6) 違反行為の概要	令和7年8月4日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	
(7) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点</p>	

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。（一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照）

令和7年12月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月16日	
(2) 事業者の氏名又は名称	さくら観光バス株式会社 (法人番号 : 1030001033581) 代表者 天野 正幸	
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県久喜市菖蒲町三箇2470-1  (本社営業所) 埼玉県久喜市菖蒲町三箇2470-1	
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車	
(5) 主な違反の条項	道路運送法第13条	
(6) 違反行為の概要	令和7年7月10日、法令違反の疑いがあることを端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 当該事業者の累積点数	3点 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)